

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成30年3月7日（水）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	佐藤 茂	副委員長	松本 正美
	委員	板倉 浩幸	委員	飯田 雅広
	委員	石原 裕介	委員	戸谷 裕治
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
紹介議員	板倉 浩幸			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室 推進長	岡村 智彦	政策推進室 次長兼課長 ふるさと振興課	伊藤 保光
	総務部長	江上 文啓	総務部 次長兼課長 安心課	伊藤 啓二
	総務課長	浅野 幸司	民生部長	橋本 浩之
	民生部 次長兼課長 環境課	江場 満	民生部 次長兼課長 保険医療課	寺西 孝
	健康推進課 推進長	小島 昌己	高齢介護課 介護長	戸谷 政司
職務のため出席した者	副議長	安藤 洋一	議事務局 会長	金山 昭司
	書記	飯田 和泉	主事	戸崎 智信
付託事件	請願第1号	国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書		
	議案第6号	蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について		
	議案第7号	蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について		
	議案第8号	蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について		
	議案第9号	蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について		

議案第10号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第12号	蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第13号	蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
議案第14号	蟹江町介護保険条例の一部改正について
議案第15号	蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第21号	蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について
議案第22号	蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について

○委員長 佐藤 茂君

おはようございます。

ちょっと5分ほど時間が早いですけれども、皆さんおそろいになっておりますので始めさせていただきますと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は12件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようよろしくお願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いします。

それでは、審査に入る前にお諮りしたいと思います。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第書に記されておりますように最初に総務政策推進に関する案件、議案第7号から議案第9号及び議案第21号、次に、民生に関する案件、議案第6号、議案第10号、議案第12号から議案第15号及び議案第22号の審査を行い、最後に理事者退席後、請願第1号の審査を行いたいと思いますので、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」から、議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」までは3案件関連しておりますので、一括議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

おはようございます。

それでは、私のほうから議案第9号の補足資料の説明をさせていただきますと思いますので、皆様方、タブレットのご用意はよろしいでしょうか。

これは去る議案説明会の折に議員のほうから勤勉手当についてご質問がございましたので、それに対する補足資料ということで今回提出をさせていただきました。

では、簡単に説明をさせていただきます。

まず、蟹江町の職員の給与に関する条例、今回はこの条例を改正させていただくのですけれども、その中の21条に勤勉手当という項目がございます。そちらの第2項、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が規則で定める基準に従い、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする、この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額はそれぞれ当該各号に定める額を超えてはならないということで、この中でアンダーラインがあります「規則で定める基準」とあります。この規則で定める基準というのは、その次でございます蟹江町の職員の給与の支給等に関する規則を指してございます。

こちらの規則の22条に勤勉手当の支給という項目がございます。こちらもちょうど簡単に読ませていただきます。

条例第21条第2項に規定する割合は、職員の勤務期間による割合に職員の勤務成績による割合を乗じて得た割合とするということで、職員の勤務成績による割合を括弧の中で第7項から13項までにおいて成績率というのを乗じて得た割合とするという決めがございます。

次に、7項から13項までを簡単に説明させていただきますと、まず7項は、再任用職員以外の職員の成績率は、(1)——1号ですね。(1)の一番下です。勤務成績が特に優秀な職員は100分の105以上100分の170以下、105というのは1カ月分の給与の1.05倍というふうに考えていただければよろしいと思います。

続いて(2)に、勤務成績が優秀な職員は100分の93.5以上100分の105未満、(3)に、1行目の一番右端ですけれども、勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員については100分の82、続いて(4)、直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前6カ月以内の期間において懲戒処分を受けた職員、その他の町長の定める職員については100分の82未満ということで、これは先ほど申し上げたように100分の82というのは、1カ月分の0.82カ月分未満というのがこの(4)に当たります。

続いて、第11項で、再任用職員です。再任用職員の場合は成績率がちょっと変わってまして、(1)で、優秀な職員は100分の42以上、(2)で、勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価云々というのがありまして、こちらが100分の38.5、次に(3)で、直近の業績評価の全体評価が下位の段階である職員及び基準日以前6カ月というのがありまして、これが100分の38.5未満ということで、再任用職員と再任用職員以外の場合は勤勉手当の率も半分、ちょうどぴったりではないのですが、再任用職員は半分以下になります。ただ、こちらの今申し上げました率については、今回の条例改正をもってまた改めて設定をし直しますので、この数字をそのまま29年度の勤勉手当に当てはめるものではないということだけご承知いた

だきたいと思います。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんか。

○委員 板倉浩幸君

3つまとめて、まず議案第7号で、8号もそうなんですけれども、今回2条立てということで、12月の支給を100分の170を175、6月は変更なし。第2条のところで155を157.5、175を172.5、この2条立てにした意味というのはちょっとよくわからないのですけれども、お願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

改めましておはようございます。

では、私のほうから答弁させていただきます。

2条立てにした理由の一番は、第1条、第2条それぞれ施行日が違う関係で、例えば第1条の関係は平成29年4月1日、いわゆるさかのぼって適用、遡及適用する関係が1条でございます。2条につきましてはこの30年4月1日施行というところの施行日の違いで2条立てにしたものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると第1条についてはさかのぼって昨年4月1日から適用ということで、今回第2条については30年4月1日からの施行ということでいいんですね。

引き続き次の第9号ですけれども、蟹江町の職員の給与の勤勉手当の一部改正ということで、蟹江町自体、前から言われている職員の給与水準、愛知県内でもホームページを見ても、名古屋市を除く県内53市町村のラスパイレス指数の状況でも最高値、東海市105.7、最低値90.3、蟹江町と出てきます。多分国としては100になるべく近づけなさいということなんですけれども、この点についてどう考えているのか、見解をお願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

今回の議案第9号につきましては、給与に関する条例の一部改正というところで勤勉手当の変更でございます。今議員からご質問の給料そのもののお尋ねでございますけれども、確かに先般も全員協議会でご指摘があったようなラスパイレス指数は県下の市町村に比べて蟹江町は低いというお話がございましたけれども、今人事当局といたしまして実際そういう結果が出ているというのは事実でございますので、先般も申し上げたように、内部的ないわゆる昇格の年数を今までよりより縮めて、より短い年数で上に上がるような、そういった内規

のほうを3年前あたりに改正しております。ですので、すぐにラスパイレス指数が急激に上がってくるということは多分ないと思います。そういう内規によりまして制度を変えることによって徐々に伸びてくるというところで推測をしております。したがって、現状としては非常にラスパイレス指数は低いのですが、将来的に上向きに転じてくるということ推測しているところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今回の議案とは直接は関係ないけれども、勤勉手当自体、月額報酬によって変動になると思いますので、ちょっと質問したんですけども、このような状況で蟹江町は近隣の市町村の中でも最低な指数です。今課長のほうから答弁をもらいました。今後徐々に上がってくるだろうということなんですけれども、今後町としてどう考えていくのか、この辺は町長ではなくて、副町長にお尋ねしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

今給与の水準の話が出ました。ラスパイレス指数は非常に難しく、いろいろな要素がかかっていますので一概に指数だけで判断できないとは思っています。ただ、言われるように若年層が多いと給与であっても低くなりますし、いろいろなバランス感覚があるのは事実でありますので、今総務課長が申しましたように、昇格基準年次の短縮等によってできるだけ昇格年次を早くして、給料の層が厚い層に持っていきたいなと思っています。ですから、将来的には指数オンリーではないのですが、全体的なバランスを見て給与水準に見合った給料が支給できるような対策をとっていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

今、全体のバランスというと、庁内の、ちょっともう一度。

○副町長 河瀬広幸君

年齢構成のいろいろなばらつきがありますので、例えばここ数年は退職者がかなり多くて、給料の高い層の方が退職されますし、それから、エアポケットみたいに空間も出ますので、その辺のバランスをうまくとりながらやっていくという意味でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

こういう状況の中、給与で職員のやる気が出るか出ないかは別としても、そういうことで蟹江町の職員は大変だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ほかに。

○委員 戸谷裕治君

7号、8号、9号ということですが、まず7号というのは議員報酬ということで、これから問題になってくると思いますけれども、これとは利率とは少し関係ない話をさせていただきますけれども、8、9というのは厚生年金とか社会保険加入ということはされていると思うんです。我々の議員報酬はそういうのは一切なしになっておりますので、その辺のこれからの見解も一遍聞いておきたい。議会としてもそういうのをまとめていかなければいけないのではないかと。国のほうにも厚生年金とか、全国の市町村議会からそういうのを復活させてくれという話が入っているもので、それはこれからやっていかないと、これまた国保にもかかわってくるのだと思うんです。議員は会社経営とか、そうでない方は普通国保ということになっていると思うんです。だからそういうことも少し町としてはどういう思いがあるのか、一遍聞いておきたい。我々議員としては厚生年金とか社会保険加入とか、そういうことをしてあげないと、新しい若い議員さんが出れないかという思いもあるもので。ちょっと難しい質問だと思うけれども、世の中の流れだわね、これが、以前があつて、廃止にされて、ところが、地方の市町村、そして議会になりますとだんだんなり手不足になってきた理由の一つがそういうものも上がってきているもので、ただ手当だけの問題ではなしに、職員の皆様と我々の、我々は議員報酬だから、皆さんは給料だから、本来なら全然また内容が違う話なんです。ただ、それにこれが157.5になりますよとか、そういう話をしているだけで、本来のあれとは違いますから、基本的なものの給料という考え方と。

そういうのは今国会でも提出されていると思うんです、地方議会から一斉に。国会のほうでもこれからそういう議論に入っていくという話だから、だから町としては……

○委員長 佐藤 茂君

今の7号、8号、9号とはちょっとずれているような、また……

○委員 戸谷裕治君

ずれているんですけれども、基本的にこういう……

○副町長 河瀬広幸君

正確な答えになるかどうか、ちょっとわかりませんが、確かに今議会の側では議員の年金制度復活みたいなことは言われております。時の経過とともに、議員の年金は廃止されて現在やっておりますが、私個人の考えとしては、一定の報酬はしかるべきだと思っています。それとやはり新聞でもありますように、なかなか今市町村議会の議員のなり手がいないというのが根本的なことがあるように思っています。しっかりと議論を戦わせて、確実な行政運営をしようとする、二元代表制の中の議会と執行部側、これがしっかりと議論することは必要ですので、議論する場をつくるためにも一定の報酬は必要でもありますし、議員年金制度も将来必要になってくるのではないかとというようなコメントしか今出せませんので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。そういう少し前向きにものを考えていかないと、若い世代がなかなか議員にはなってくれないということがありますので、基本的に少し給与は変わらずに、これが上がるというのはボーナスが上がるということですね、はっきり言って。だから本給がどうなっていくかということ、本給はこのままでも、プラス厚生年金等社会保険とかに加入してもらえるとすることは意味合いが少し変わってきますから、そういうことも考えていくべき時代にきているなと思いますので、こういう意見を差し上げました。

以上です。

○委員 高阪康彦君

ちょっと教えてほしいのですけれども、勤勉手当が4段階に評価されている話だけれども、これ、どなたが評価されるかということと、ほかにもいろいろな手当があります。そういう手当にはラスパイレス指数は入っているのか入っていないのか、この2点を教えてください。

○総務課長 浅野幸司君

まず、1点目、勤勉手当のいわゆる支給率の差異というか、評価でございますけれども、平成28年度、去年から全面的に地方公務員法が改正されまして、全面的に人事評価をやりなさいというところで、蟹江町もそれに合わせて28年度から実施をしております。

人事評価の結果で、では職員を誰が評価するかということでございますけれども、基本的に1次評価、2次評価、最終的に調整者というところで三者の評価をする形でございます。例えば一番身近な一つの課で申し上げますと、その課長が1次評価したというところで、係長、そしてその下の主任、主事も含めて課長が1次評価で評価いたします。課長の評価をした後に、2次評価者の部長職の職員がその評価が適正かどうかというところの判断をいたします。1次評価と同じということであれば、最終的に調整者というところで、町全体的な評価のバランスを見ながら、各部局ごとに最終的な評価をする形でございます。

先般、ご質問が少しございましたけれども、では給与への、勤勉手当への反映をどうするかというところでございますけれども、全体の約40%の職員に給与反映をして、上位、そのうちの上に最上位というところの評価をその中ですするというところでございます。その最終的な給与反映をするもにつきましましては、先ほど申し上げたように課長職が1次評価、部長級の職員が2次評価、最終的に調整者の町長、教育長のところの調整で全体的な評価をするというような制度で28年度から全面運用いたしまして、今29年度2年目に入っているというような状況でございます。

それから、ラスパイレス指数につきましましては、原則給料の体系のところで見るとでございます。先ほど副町長のご説明にもございましたように、給与で見るとということは、全体的な退職者が多い年は一気に高い給料の方がいらっしゃらなくなるということで、ラス指数も劇落ちするような状況もございます。したがって、若い職員、中堅どころ、それから、上位の職員のバランスのところはかなりそこら辺の指数として影響されてくるものでござい

ますので、そういうような指数となっております。

以上でございます。

○総務部長 江上文啓君

今、総務課長のほうから人事評価の件について説明をさせていただきましたが、ちょっと補足させていただきます。

実は今申し上げましたように28年度から、正式と言ったら失礼ですけども、人事評価制度を導入したというのは事実でございます。その中に業績評価と能力評価という項目が2つございます。業績評価というのは、年度当初に自分はこういう仕事をここまでやるというのを書いていただきます。これは業績評価、これが例えば私はこの仕事を今年度中にここまでやりますという、それに対して、できたか、できなかったかというのを年度末にまた評価するのでですけども、それともう一つ、能力評価というのは、これは業績と違いまして、個々に、これはたくさんの項目があるのですけれども、それぞれの項目に、一番違うのは能力評価も業績評価も自己申告ができるんです。例えば私はこの業績は100%できていますから、S、A、B、Cというのがあって、例えばSが一番上なんですけれども、Sとつけられる方もあります。それと先ほど課長が申し上げたように、評価者である課長が、課長は課長でまた当然評価します。その内容については面談と言って、本人と評価者が直接お話をして、その評価自体についてもどうなの、あなたはSと言っているけれども、そこまではできていないのではないの、いわゆる標準的なBではないのというような話もしまして、最終的に評価を決定します。それを受けて、先ほどの話ではないのですけれども、2次評価者である私、部長が評価をし、それを受けてまた調整ということで、これは調整会議というのがあるのでですけども、いわゆる部長以上が皆さんで全体的に評価の仕方として妥当かどうかも含めて調整し、最終的に決定するというので、本人の自己申告も受け付けておりますし、当然面談によってその辺の話もさせていただきますので、上から一方的に決めて評価しているわけではございません。そこだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員 高阪康彦君

今の話でいくと、課長さん、部長さんがその会議で決められるということなんだけれども、課長、部長というのは勤勉手当はないんですか。課長、部長の評価はないわけですか。

○総務部長 江上文啓君

勤勉手当は一般職ですから、今で申しますと部長まではございます。部長は副町長が評価されます。上位の者が評価します。

○委員 高阪康彦君

最終決定は町長ということですか。

○総務部長 江上文啓君

そうですね、最終的には町長で決定していただくのですけれども。

○委員 高阪康彦君

もう1点、僕が聞いたのは給料の中に手当が入った、その給料自体がラスパイレスになっているのかということを知りたいわけ。給料の中には勤勉手当も通勤手当もあるではないですか。そういうのも全部入った給料でラスパイレスはいくのか、いわゆる本給だけの手当を抜いたものがラスパイレスになっているのか、それを聞いたかったの。ラスパイレス指数のもとですよ。だから言われたように高給取りの方が多ければラスパイレスが上がるというのは、手当も入ってくるのかなと思った。

○総務部長 江上文啓君

ラスパイレス指数を出すときには、私の記憶では給料のみ、いわゆる手当は入らない、通勤手当だとかそういったものは入らなくて計算されているというふうに認識しております。

以上です。

○委員 高阪康彦君

私もそういうふうに理解をしていましたので聞いてみたんですけども、ということは、ラスパイレス指数も手当が、ある中小企業なんかでは本当に本給が少なくて、うちの息子でもそうだけでも、残業手当でものすごい給料が上がるんですよ。あれはラスパイレスは低いのですけれども、手当がいっぱいついているという形があるものですから、ラスパイレスそのものもそんなに信用のできる数字ではないなという気がするものでお聞きしたわけです。いいです。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

最後に、先ほど申し上げたとおり、報酬と給与をやる時は同じところへ載せずにこれからやってもらえんかな。わかりますか。7号、8号、9号と一緒にされた。一括ではなしに。やはり給与と報酬というのは違うところで議論してもらおうと、そこに掛け率はこうですと、それはボーナスが上がるだけの話だから、先ほどのラスパイレスか何か、そういうことは別の話だから、これからはそういうのを要望しておきます。議員報酬とこれとは違いますよ、特別職……

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

日本共産党、板倉です。

今回の議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、反対の討論をします。

前回にも申し上げたとおり、期末手当は労働者の報酬の一部であり、昨今の複雑化する公務労働の中でその対応として人事院が評価しての勧告となっています。しかしながら、特別職、また議員は職員と違うと思います。議員報酬自体、職員の給与によって引き上げたり引き下げたりするような性格ではないものと思っております。

町長や副町長、教育長、そして議員は、労働者、職員も含んで一律に論じることはできない立場であると思っております。今多くの国民が格差社会によって苦しんでいるときに町民感覚から認められないと思っておりますので、今回の議案第7号について反対はします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

では、次に原案に賛成者の発言を許します。

○委員 石原裕介君

私は、この議案は、平成29年人事院勧告に準じて必要なる条例の改正であり、適正なもの考えるので、本案に賛成いたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他にないですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決させていただきます。

議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。したがって、議案7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「蟹江町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」、これより討論に入ります。

先に原案に判定者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

日本共産党、板倉です。

今回の議案第8号は、議案第7号に続いて、同じ理由のため反対をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

次に賛成者の方の発言を許します。

○委員 石原裕介君

この議案第8号も第7号議案と同じく適正なものと考えてるので、本案に賛成いたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他にございませんね。

それでは、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第8号「蟹江町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「蟹江町職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、ここで席の移動のため暫時休憩とさせていただきます。

(午前9時30分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時32分)

○委員長 佐藤 茂君

それでは、議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○政策推進室長 岡村智彦君

では、皆さん改めましておはようございます。

議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」につきまして、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、補足説明がありませんので、直ちに質疑に入りたいと思います。

何か質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

最初に、私から委員長に補足資料、今回の議案第21号に対しての資料請求をしたんですけども、それについてお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

では、私から。板倉浩幸委員から資料請求をされたのですが、3点ばかりございまして、2点ほどはホームページで掲載されておりましたので、タブレットのほうに載っております。そしてあと1点については、では説明をよろしくお願いいたします。

（「どういう内容か」の声あり）

○委員 板倉浩幸君

委員長に話をして……、まとめます。今回の議案について、もう少し知りたいなと思って、まず1点、今回のこの後多分協定がされてくると思うんですけども、その協定についての協定書の案がないのか。それと2点目については、審査員のメンバー等が知りたい。あと採点結果の内容について知りたい、その3点について請求したんですけども、最初の協定書について以外のことについてはホームページにあるということで、そのまま皆さんのところに後から資料配付があったと思います。あと1点の協定書について、全委員に諮ってほしいということで資料請求をしたことが今の経過です。

（「協定書って何のこと」の声あり）

最終的に蟹江町と今提案がある船井の協定書が、どういうふうに取り交わすという協定書がこれから出てくると思うんです。その案がないのかなと。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

板倉議員がおっしゃいます協定書につきましては、指定管理者の募集要項の中に書いてございまして、そちらの18ページに協定に関する事項というのがございます。そちらのほうにも書いてございますけれども、議会の指定議案の議決後、蟹江町と指定管理者と協議に基づき協定を結ぶことになっておりまして、まだ協定書につきましては事務局のほうで作成にかかるところでございますので、案としては提出させていただくことはできません。

○委員 板倉浩幸君

なぜ資料請求したかという、今現状もう指定管理も何件かやっているところで、公募のときの指定管理者募集要項を出すときに、協定の案も提出という自治体が多くて、その理由で協定書の案というのか、それがないのかなと思って資料請求しました。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ほかの市町につきましては、もう少し期間的にも余裕がございまして、そういったところ
で出すことも可能かと思いますが、うちに関しましては今回期間もなく、今議会でお認めを
いただいたところで初めて協定を結ばせていただくという経緯でございますので、今回ない
ということでございます。

○政策推進室長 岡村智彦君

少し補足をさせていただきます。

まず、先ほどからの募集要項でございますが、ホームページ等にも載っております。こち
らの観光交流センター指定管理者募集要項、こちらのほうの18ページのほうにまず協定に関
する事項ということで、蟹江町議会の指定議案の議決後、蟹江町と指定管理者との協議に基
づき管理運営業務実施に当たっての細目的事項や委託料についての協定を締結をします。ま
た、経営環境の変化とか協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合
改めて協議をします。なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は協定書の締結に構
成の全員の同意書を提出していただきますという協定に関する事項というものが記載してご
ざいます。

あと基本的な内容というところで、こちらのほうは指定管理者と協議の上、基本協定及び
年度協定というものを締結しますということになっておりますので、その後に協定内容があ
る事項がずらっと、アからキまで記載がしてあります。これに基づいて指定管理者と協議の
上作成をしていきますので、こちらのほうの募集要項ではまず案を出しなさいということ
ではないような募集要綱になっておりますので、そのあたりご理解をいただきたいと思いま
す。

以上です。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員 板倉浩幸君

協定書についてはそういうことで、まだないよということで理解します。

ちょっと今回聞きたいことがたくさんあり過ぎるんですけども、今回、最初に協定書の
ことについて質問をしました。実際に事業者として管理者が事業内容についてこれから協議
するのだと思うんですけども、双方の理解の隔たりがあった場合に、あったという事態を
未然に防ぐために協定書の案も最初の募集要項のときにつけ加えるということがほかの自治
体の指針や何かにありますか、その点についてはどのように、ちょっとわかりにくいかと思
いますけれども。

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、双方への隔たりがあった場合ということで、他の自治体に関してはそういう案を提

出させるというようなお話だと思いますが、蟹江町の場合はこちらのほうの募集要項等でのような項目ということで、それぞれ協定内容ということであるのですが、それとほかに蟹江町観光交流センター指定管理業務仕様書というものがまたございます。こちらの仕様書の中に、各指定管理者が実施する業務、それぞれこういう業務を行ってくださいねというようなこととか、あと業務に関する留意事項等もありますので、先ほど申し上げましたように募集要項の中である、今後協議をしていくというところで詰めて行っていく格好になると思いますので、またそちらのほうもご理解いただきたいと思います。

○委員 板倉浩幸君

協定書については今のことで理解します。

それでは、根本的な問題として、今他の指定管理者制度の運用の指針とか、愛知県でも指定管理者の条例はあるのですけれども、条例は蟹江町でもあって、愛知県でも発行している指定管理者制度のガイドラインで大体の道筋が載っているのですけれども、蟹江町自体、このようなものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

今板倉議員のほうからご質問いただきましたガイドラインがあるのかないのかというお話だと思います。明確なガイドラインはございませんので、今後そういったものも含めて指定管理者制度をやっていくためには必要だと考えておりますので、作成したいと思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですね、条例は当初できたときの平成17年か何かの条例はあるんですけれども、その後民間の指定管理を任せる業務がなかったということで、詳しいガイドラインが、どうやっていくんだというガイドラインがなかったのだと思います。どうしても今後こういうことが出てくると思いますので、今部長が言ってくれたように早急につくるのが望ましいと思います。

協定書とガイドラインについてはこれでいいのですけれども、あと今回の観光交流センター指定管理者の指定についてという議案の上程で、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理をします。そのもとで、地方自治法第244条の2の3項にいくと、公の施設の指定管理を行わせることができるということになっております。

通常、議会の議決を取るということで、今回の3条もそうですけれども、244条2の6項、議会の議決を得なければならない、この6項に当たるのではないのでしょうか。

(「3項が6項ということ」の声あり)

3項のままだと別に議会の議決ってないんですよ。募集要綱でも最初に第3項となっているんですけれども。

○委員長 佐藤 茂君

もう少しわかりやすくといいますか、3項ですと議会の議決は要らないということでしょうか。

(「暫時休憩して」の声あり)

○委員 板倉浩幸君

ちょっとその前に、委員長のほうからもうちょっとわかりやすくと言われたので、ちょっと補足……、今の3項だと、指定管理を行わせることができるということで、議会の議決と全く関係なくて、できることになっているのが第3項なんです。

今回、議会の中でも、この3項の規定により管理を行う、これはこれでいいのですけれども、議会の議決が必要だと今回の議案は聞いておりますので、そうなってくると、6項については議会の議決、指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決を得なければならないというのが条例になっているんです。その辺の6項については全く触れてないということはどうなのかな、最初の取りかかりでよくわからない。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、大変難しいご質問でございます。暫時休憩させていただいて、協議のほうを……

(午前9時47分)

○委員長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時49分)

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、自治法第244条の2第3項、こちらのほうに関しましては、普通地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体の指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができる。こちらのほうに関しましては、先回12月のほうで条例を出させていただきまして、こちらの第3項の規定に基づいて公の施設を指定管理することができるよということがまずこれが前提になりますので、こちらに基づいて今回はそのように提案をさせていただきました。

その後、6項というのが、普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならないということになっておりますので、まず、3項の規定に基づいて議決が必要になるということで6項でお願いしているところなんです。

まず、3項……

(「そのもとになるのが3項」の声あり)

もとなるのが3項です。行わせることができるということで。

○委員 板倉浩幸君

もとなるのが3項です。その議案について議会の議決が要るよと。だから別に6項を書かなくてもいいということでもいいのですね。そういうことなんですね。

○委員 戸谷裕治君

今おっしゃっているのはこれは相手方が出されるやつで、議会の議決が要るとするのは地方自治法で決まっているんだから、3項でこういうことをやらせてください、議会のほうはそれをわかっていて、それを6項ですからということは言わんでもいいわけだ、もともと議会のほうから、この案件に対して議決権があるのだからということでしょう。

(「そうです」の声あり)

だから、そのまま提案されているということでしょう。だからそこを細かく書かなくても当然ということで、これを飛ばされると、いや、それはだめだと我々は手を挙げるだけで。

○委員 板倉浩幸君

意味はわかりました。

○委員長 佐藤 茂君

そうですか。

それでは、他に質疑はございませんでしょうか。

○委員 飯田雅広君

すみません、選定結果の3ページですけれども、細かいのですけれども、教えてもらっていいですか。

審査項目の1と2、平等利用の確保について、指定管理候補者、ちょっとほかに比べると点数が低いところもありますのですけれども、1と2、具体的にどういう内容なのかというのと、15番、課題(駐車場)を踏まえた現実的な、効果的な提案がなされているかという、この部分の課題というのはどういったものが上がっているのかというのと、23番、地域振興につながる地域住民とのかかわりについて具体的な提案がなされているか、点数がちょっと低いのですけど、やはり地元とうまくやっけていかないとうまくできないのではないかと考えているのですけれども、ちょっとここの点が低いので、この辺ちょっと気になっております。このあたりどう考えていらっしゃるか、教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

1番、2番、平等利用の確保についてということでございますけれども、これ、やはり今回の船井さん以外のところは大きな企業でございます、公平的にやられるよということで、強み、大きな企業ですのでいろいろなところから情報を得られてやれるよということがございますし、住民さんに対しても平等に広くやれるということが強かったのかなというところで、こういった点数になってございます。

それと15番ですけれども、こちらは船井アソシエイツさんが駐車場がないところを、逆にそれを強みにして観光交流センターまで足を運んでいただくにはサインをつくったりして、その中で龍照院なんかも歩いていただいて、観光スポットとして使っていただくというようなことも提案されておりますので、こちらのほうにつきましては点数が高かったというところでございます。

あと23番についてですけれども、こちらはA社というところが点数が高くなっておりますけれども、これは船井さん、今回の指定業者さんにつきましては、他のところより若干、一緒くたになっているのだけれども、A社につきまして地元地域振興、具体的な……、商工会でありますとか、観光協会でありますとか、地域に根差した企業との連携についての提案につきましてA社というところが強かったというふうに記憶してございます。

○委員 飯田雅広君

1と2が平等利用の確保についてというのは、ごめんなさい、具体的によくわかりにくくて、結局これはどういうことを言っているのか、もう1回教えていただきたいのと、23番ですけれども、地域住民とどううまくかかわってやっていくのかというのをもうちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

平等利用にする具体的な取り組みですけれども、大きな企業ですと、企業間でいろいろなツールを持っていますので、そういったところで情報発信なんかができるかと思いますが、今回の船井さんにつきましては、そこまで大きな企業ではございませんので、そういったところで若干欠けておったということでございます。

○委員 飯田雅広君

23番に関しては、地元とうまくやっていっていただきたいという思いがありますので、地元根ざしてというか、溶け込んでやっていただくようにしていってくださいというお願いです。

1と2に関しては、多分どういう情報公開というか、周知をどうやっていくかという話だと思いますので、専用のホームページもつくられるというのも見えていますので、とにかくPRというか、コマーシャルというか、うまくマスメディアを使ってやっていただきたいと思っていますので、そのあたりもよろしくお願いします。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑はございますか。

○委員 戸谷裕治君

この議案を賛成するに当たって、ちょっと疑問があるから答えていただきたい。

まず、全体で商工会とか観光協会のかかわりということいろいろやられていられるというようなことを言われていますけれども、5月オープンで、これから指定管理者を賛成多数だ

ったりで決まっていくなだけれども、商工会、観光協会の年間日程は大体決まってきたんだね。そこにどうやって、何をどういうぐあいに、だからそこら辺、町のほうから例えば圧力をかけて商工会をどうのこうのというとなら、我々はそういうことは反対するよ。商工会の成り立ちはまた違うもので。だからそういうかかわりをどういうぐあいにしていくかというのは、1年目は大変難しいと思う。今の段階で簡単に事業はできないと思いますよ。次年度の計画がこの間うちも出てきたもので、各商店街とかいろいろなところから年度ののを全部出していますので、観光協会も次年度のそういうのが出てきているのではないですか。そこにここが指定管理者がどういう話を急に持ってこられても、それは無理ですよ。マルシェをやりなさいと言われても、自分のところでやってちょという話になっちゃうよ。だから1年目というのはその辺を危惧する。それも含めての一千九百何万でしょう。だからそこら辺はどうですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

商工会につきましてはいろいろな個店がございますので、そういったところの商工会さんからご紹介をいただくなり、交流センターのほうで今後物販だとか、ああいったところをやっていく上で紹介をしていただく等の協力をしてもらおうというふうには思っておりますし、また、観光協会につきましては、先般ございましたJR・近鉄ハイキングとかもございましたが、この秋にも予定はしております。こちらにつきましても観光協会のほうがそういったウォーキングにつきましては協賛としてやっておりますので、そういったときに観光協会ともどもやっていく。今計画ではございますけれども、たまたまJRと近鉄とコラボしてやろうかという案も出てございます。観光プロジェクトで一緒になっていただいておりますので、そういった話も今出てきておりますので、そういったところで観光協会にも大きくかかわっていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

今言われているのは、大体の今までやってきたことをちょっと膨らませてという感じで、こういうのがありますよという話なんだけれども、本来指定管理者のほうからこれから動いてもらわなあかん話なもので、町がそういうことをわあわあ言うような立場、見張る立場で、これをやってちょうよと、町側から向こうにぶつけていくのが指定管理者で。そこら辺を履き違えてやっていると、1年目というのは全体的な計画だけになって、2年目から実働というような形になる可能性があるから、その辺も気をつけてもらわないと。

それで交流センターを観光交流センター、あそこを拠点にするのでしょ。拠点にするのだけれども、町全体に波及を、効果が上がるようにしてもらおうということですよ。だからその辺も結構びっしりと観光協会、商工会というのは月々のあれも決まっておりますから、それで出ていける人数もそれぞれ限られているもので、だから早め、早めの調整が必要なもの

ので、これをどういうぐあいに考えておられるかというのはちょっと1年目のことは心配するね。2年目以降にそういうのが入っていくのかなと思ったり、そこら辺うまく解決して貰ってもらわないと、初年度はとりあえずつくって、あれもやろうこれやろうと思っているうちに終わっていくというような感じになっちゃうような危惧をするもので。

それともう一つは、まず指定管理者のところで自転車を3台置かれて、それでサイクリングルートとかつくられるということだけれども、それはそれとして、指定管理者には3台くらいの管理でいいと思いますけれども、まず交流センターの位置から考えて行ける場所というのは、これは町のほうに要望だけれども、やはり各駅にせめて5台とか置いて、それもJRと近鉄蟹江駅とかに置かれて、それで回していくようなルートづくりをしていかないと、ここまで行って3台だけだと言ったら、ちょっと繁忙期だったらどういう貸し方をするのかなと不思議で、3台しかないよ。親子3人来られて出ていかれましたと言ったら、いつまで待っているのという話になっちゃうし、時間制で料金とか取られると思うんだけど、そんなら丸一日、その親子で終わっちゃったとか、そうではなしに、観光交流センターに行くのもこういう手はずで町としては整備していますよということも示して貰ってほしい、せっかく駐輪場が各駅前にあるんですから。

それともう1点、これは一番大事なことは来年度、数値化を我々に見せてもらわないと、観光交流センターに何人来られましたというのは、それは数値の対象にならんもので、それは初年度として当たり前なので、イベントもされるでしょうから、そこで数値化するのではなしに、例えば我々のところだったら、銭洗弁天に何人来られました、鹿島神社に何人来られましたというような、ちょっとした、あ、人が多かったなという程度でもいいから、そういうことが大事なもので、町全体に波及があったということで、観光交流センターをつくってよかったなということになるんだけど、このままいくと1年目からちょっと心配事があるもので、そこら辺の解決をよろしくお願いします。

○政策推進室長 岡村智彦君

今戸谷委員からいろいろご進言をいただきました。まず商工会、観光協会のかかわりということにつきましては、当然今現在行っている観光振興プロジェクトというところでも皆様方、そういうメンバーでお話を進めております。観光産業振興、また祭り文化の紹介とか、にぎわいを創出するという点でそれぞれの専門部会においてこうやってやっていくべきだというお話も出ておりますので、そういうところに関してはいきなり指定管理者のほうで商工会にこれをやってくれということではなくて、そこで順次詰めて、町全体に波及が生まれるような工夫をしております。

また、5月のオープンについても年間の日程というものは施設に関してはもう既に指定管理者のほうが決めているいろいろなことをやらなければいけないという提案も出ております。

1年目のところで指定管理のほうからの提案というものも、今の段階では想定というよう

なお話がありますけれども、それについてもまた詰めていく格好になると思います。当然自転車なども今3台ということですが、その観光交流のプロジェクトの中においても、やはりJR、近鉄とか、さまざまなお店でとめることができるといふ話も出ておりますので、そういうところは発展性を持って考えてやっていきたいというふうに思っておりますので、またご協力のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

最後になりますけれども、今おっしゃった観光産業プロジェクトの会議をされているのだけれども、下部組織に何もおりてきてないから、誰も知らないよ、こんなの。この団体で何をされているか。発表は5月になってされるのかなと思いますけれども、商工会関係でも我々理事だけれども、知らないよ、そんなこと。この会議をされているのは知っているけれども、どんな内容で会議をされているかも何も知らんよ。

(「商工会ですか」の声あり)

商工会で、我々は理事だけれども、ここへメンバーを送り込んでいるのはわかっているけれども、そんなことは何も知らないよ。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光産業振興プロジェクトにつきましては、先だつての協議会のほうでも報告させていただきましたけれども、この3月22日に最終、第3回のまとめというところで行わせていただくことになっております。そちらのほうにつきましては本委員さん10名と、あとそちらからご推薦をいただきました25名のメンバー、プラスあと観光協会、商工会事務局長も入っていただきまして、そういった観光協会、商工会のほうからも精通をしていただいているものというふうに理解をしておりますが、そういったところで商工会につきましては事務局長も入っていただいておりますので、そちらのほうから啓蒙していただければというふうに思っております。

○委員 戸谷裕治君

時間的な問題で、そういう問題が起こってきているということを言いたいだけで、だから初年度は心配だなということを申し上げているだけで、そこを気をつけて指定管理に伝えていってくださいということです。なのに、今のところ会議があるから、一般の人たちと、プロジェクトチームがあるけれども、その団体、送り出している団体の中でも何も話がおりにきてないということだ。だからそういうことがあるもので、それは5月になって、商工会も5月には理事とかの変更ですから、総会ですよ。そこからまた始まっちゃうもので、それと観光協会も年度がわりする。我々もメンバーだけれども、そこでどういう話になってくるのか。上の部分だけで決めていくとこういう全体的な広がりが見えなくなるといふことから、そこを危惧しているもので、それ皆さんからお願いしていただかないと、指定管理者からも

お願いしていただかないと。やれと言うとやらないよ。お願いしますという方法をとっていかないとなかなか動かないと思うよ。そこら辺が難しいところで、私はやれと言われたら何でもやるけれども。だから1年目だけ、そういうのでしっかりお願いします。

○委員長 佐藤 茂君

要望ということでございます。

○委員 板倉浩幸君

最初に申したように聞きたいことだらけですので、あと2点ほど。

まず、今回指定管理者選定委員会で、選定結果で船井さんが指定管理者候補者となったんですが、蟹江町でも今回指定管理者選定委員会の要綱があつて、副町長を始め、それぞれの政策推進室長から部長、課長とか、選定委員会のメンバーが載っているんですけども、先ほど申し上げた要綱の中でも有識者を入れてもいいよ、町長の許可を得てとなっているんです。実際に公平公正な審査を行うに当たって、幅広い意味でもっと専門的な人、有識者、公認会計士でもいいですし、有識者も入れて構成するのがベストだと思うんです。やはり第三者の目で見えて選定をする。

もう一つ、2点目として、今回の指定管理者となる団体の船井さんなんですけれども、昨年9月の議会のプロジェクトチームのメンバーに入っております。入っていますよね。そうなってくると、実際に船井さんが、今指定管理者の提案をされている船井さんが、プロジェクトチームもそうですし、どこまで関係していたのか、ちょっとその辺があいまいですので、お願いいたします。今の2点です。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

指定管理選定委員会につきましては、これは現在蟹江町では選定委員会の設置要項しかございませんので、それにのっとってやらせていただいておりますので、先ほど総務部長が申し上げましたようにこれにつきましては今後検討の余地があるのかなというふうに思っております。

それと船井アソシエイツさんにつきましては、今回の観光振興プロジェクトの進行役、ファシリテーターとしてやっていただいておりますので、そういった形で議事進行をやっていただいていたという立場でございます。

○委員 板倉浩幸君

最初の選定委員会のことにちょっともう一度お尋ねします。

要綱の中にも外部の有識者を委員とすることができるとありましたから、この点について入れなければ、入れたほうがいいんじゃないかと、町長が判断したほうがよかったのではないかなと思うんです。その点についてもう一度お願いします。

○副町長 河瀬広幸君

指定管理者の選定委員会についてのお尋ねであります。

今現行の制度では、内部組織の中に私をトップをとって委員会の位置づけがしてございます。もちろんこれは今後、いろいろな施設を、公共施設を含めて指定管理制度を導入しようとする、施設そのものの設置目的がさまざまなケースが考えられますので、そのケース・バイ・ケースを考えますと、方向的には外部の有識者も今後選定委員会の中に交えてやるべき方向にいくのが筋かなというように思っていますので、それは今後我々の検討課題としていきたいと思っております。

○委員 板倉浩幸君

やはり町民がどれだけ納得ができるのか、公平公正に本当に審査したのか。一般企業なら例えば合い見積をとって社内でそれではここにしようかという、それでいいと思うんですけども、やはり町として町民の立場に立ってみると、もうちょっと詳しい人を入れて、また、実際この公募が4社あって、この会社がどんな経営状態なのか、その辺は会計士とか入れるともうちょっとはつきり具体的な内容もわかると思いますので、この点については要望いたします。第三者を入れたほうがいいのか。

あと指定管理者、今プロジェクトチームにかかわって、当初全協のときにも座長としてやっていたと伺っております。そうなってくると実際に今回の指定管理を船井さんが応募してくると思ったのか、その点についてと、やはりかかわってくる以上、ほかの3社と比べたら優位ではないかと僕は思っちゃうんです。蟹江町の考えていることがほとんどわかっているし、応募する仕様書と募集要項の中、この中身はみんな同じものなんですけれども、蟹江町が何を考えているのか、その点が船井さんはよくプロジェクトチームに出ていればわかると思いますので、その中でやはりどうしても優位に働いちゃうのではないかとあって、あとそうなってくると、別に公募ではなくて、任意指定でもいいのではないかとあり得る可能性が出てくる。その点について詳しくお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

船井さんにつきましては、当初電通名鉄さんと契約をしている中で観光振興プロジェクトを進めていく中で進行役としてやっていただいたわけですが、そのときにはまだ蟹江町のほうが民間の指定管理者制度というところは想定はしておりませんでしたので、12月議会のほうで報告させていただきましたように、そちら、12月議会あたりのところから民間への指定管理というところへ方針を変えていったというところがございますので、特にもともと一番当初から船井さんが指定管理として想定されて動いたものではなかったということだけご理解をいただきたいと思います。

それと観光振興プロジェクトを進めていく中で、蟹江町のほうに、33ですか、いろいろな企業のところにも足を運んでいただき、蟹江町のことをよく調べていただき、精査していただき、そういったところでの今回の提案になっておりまして、それが今回点数化されたというふうに理解をしております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

ちょっと補足説明というのか、大筋は今担当がしゃべりました。私からこれが補足になるかどうかわかりませんが、板倉さんがおっしゃっていることが一般の町民が思っているかどうか別といたしまして、今回12月議会にお話をしたその時点では、さっき言いました観光振興プロジェクト会議というのを立ち上げました。皆さんからいろいろなご指摘をいただいている今回の寄附採納いただいたあの土地に蟹江町のいわゆる地域振興のために何か得策はないかということです。ずっと考えておった中での観光交流センターの立ち上げでありましたので、単に箱物をつくって、そこに例えば観光に関するものをどんと入れてやるだけでは地域のポトムアップはできないのではないかと当初の考えがあったのは事実であります。しかしながら、今回、またちょっと今おくれておいて申しわけないのですが、お示しをさせていただくプロポーザルでもって2階の部分を電通名鉄コミュニケーションズさんをお願いをし、今後の蟹江町の観光交流のあり方も含めて、ソフト事業、ハード事業も含めてお願いをしたというのは議会の皆さんにもご説明をいたしました。

そのときの、難しい英語を使うからだめなんですけれども、ファシリテーター、これは要するに単なる進行役なんです。決して利害関係とか一切ありません。そういう中で、では誰がこのプロジェクトを進行していくのか、当然これは電通名鉄コミュニケーションズさんがやっていたかなければいけない。お金を払っているんですから。ですから、その中で船井さんがたまたま僕も初めて紹介をされ、その進行を担われたという、そういう事実をまずご理解いただきたいと思います。

その中で、先ほど戸谷委員からご指摘いただきました商工会の皆さん、観光協会に關係する皆さん、そしてそれぞれの個店の皆さん、各種団体の皆さんが寄って3月22日に第3回目をやりますけれども、私もその会議に入って、どうですかと言っても全く声が出ないんですよ。何をしたらいいかわからない。町がつくるんでしょう、あとはではよろしくねみたいなことで、では商工会さん、こういうこととこういうことをお願いしたいのですけれども、どうですか、観光協会さん、どうですか、いやあ、では誰がいつ、どこでこれを、町が貴重な税金を使ってやるわけでありますので、町が当然責任をもって地域振興の推進交付金も3年間いただくわけでありますので、費用対効果、KPIをしっかりと出さなければいけない。そんな中で船井さんがリーダーをとって、いわゆる電通名鉄コミュニケーションズという団体の中で彼女がリーダーをとったのは事実であります。しかしながら、そのときには指定管理という手法をとっておる段階ではありませんでした。何度も説明しましたが、途中で、これでは町は運営できないだろう、これだけのお金を1億6,000万円も投入して、2分の1は国費だと言っても、県・国が入っていると言っても、費用対効果どころか、単なる箱物で終わってしまう。だったら指定管理で何とかお願いしたらいいのではないかとということで、急

に方向転換したのも事実であります。その中でいろいろな人の公募をいただきたいということで、船井さんが、では公募をしようではないかという気持ちになっていただいたというふうに私は推測をさせていただきます。

今板倉さんがおっしゃったように優位に働くとか、働かないか、これは我々が想像するものではありませんし、蟹江町の内情をその皆さんの話し合いの中で一般の方よりも若干情報としてはあったことは事実かも知れません。それだけはお答えをしていきたい。ただ、蟹江町はこの先、観光交流センターを通じて、あの地域の活性化、並びに来年度控えます愛知ディステーションキャンペーンも含めて、今戸谷議員がおっしゃったように本当に商工会、観光協会、それぞれの皆さんと協力して、自主事業も含めて、我々は全く関係ないわけではありませんので、しっかりとバックアップしながら、背中を押しながら、それだけの費用対効果が出るような、そんな会館にしていきたいというように今現在は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今経過を、町長の思ひをみんな話してくれたので、でも実際にまさか船井さんが公募してくるとは考へてなかつたかもしれないですけども、そういう意味でそうなってくると、ソフト面で電通さんが加わつてやつてゐる、それはお金も払つてゐますので、今後も一緒にやつていくのは十分いいと思ひます。その中に船井さんがくつついちゃつたからおかしくなつちやつたんですよ。くつついたというか、その中に船井さん……

○委員長 佐藤 茂君

ちょっと待つてください。その考へというのは個人的な考へであつて、前にも話を聞いたのですけれども、それはきちつと調べられましたか、いいか悪いかということ……、口を挟んで申しわけありません。では、続けて、どうぞ。

○委員 板倉浩幸君

電通さんがあつて、船井さんがお互い関係の会社なんですけれども、そういう意味で、では実際に電通さんが船井さんに応募しろよと言つてもおかしくないのではないかと……

○町長 横江淳一君

先ほど申し上げましたとおり、観光交流センターをつくる時に単なる箱物をつくるだけでは全く意味がないんですよ。地方創生の拠点交付金というのはそういう意味合いのものではありません。まさに戸谷さんが言われたようにスタートが肝心なんです。スタートを間違えれば多分責任は誰がとるか、当然これは最高責任者の私はそれは十分わかつておひます。商工会の皆さんに決して責任を押しつけるつもりはありませんし、観光協会の会長さんに責任を押しつけるつもりも全くありません。ただ、今回の建物を有意義に生かすためにハード面もソフト面も何かございませつか、プロポーザルで何とか2階を、須成祭りをクローズア

ップさせるために何か方策はありませんかといろいろな方をお願いしたんですけれども、全く策が、当然我々もそうでありますけれども、出ませんでした。

そういう意味でいけば、推進交付金もこの3年間いただく中で、やはり民間の力をということでも民間の方にプロポーザルをお願いしたら、何者か応募があり、そこでまた我々も審査会を開いて、電通名鉄コミュニケーションズさんの会社をお願いをしました。それはソフトではなくて、2階のハードづくりも含めてであります。そこに船井さんが入っていることは我々知る由もはっきり言ってありません。その中の中身が我々は知りません。ですけれども、たまたま先ほど言いましたファシリテーターという形で、ソフト事業を運営するためにも2,000万円のお金の中に入っていますので、皆さんどうですか、こんなことを我々に情報をいただけませんかということで皆さんを集めてやられたのが第1回の8月の会議であります。ですから、そこから今ここへきているということだけのご理解ください。決して船井さんだけが飛んできたというわけではありませぬので、決して中身のことについては我々がコメントする立場にもありませんし、全く知りません。ですけれども、今現在はファシリテーターとして中に入っていたいただいたというのは事実であります、9社の方が興味があつて、蟹江町にどうなんですかということで照会をかけてみえたのも事実であります。最終的に4社の方がプロポーザルという形で我々に指定管理の応募をしていただいた、この事実だけが残り、最終的に僅差ではありましたが、船井さんが選ばれたということだけのご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

僕の考え方は、別に船井さんでこれでよかつたのかなと思つておりますけれども、選定のときには2,300万円、2,500万円、2,500万円という数字が出て、これは建設の事業ではないもので、そういう談合とかでやっていく事業ではないもので、そこに誰が入られてもいいわけですよ。それは有利、不利はないものでというのが、例えば船井さん以上にB者のところは提案がもう少し良くて、そして金額が船井さんと変わらなかつたら選ばれていたという可能性もあるんだよね。それで金額的なことで見たら、船井さんが一番下だったのかな、想像すると。そこら辺も加味されてやったことだから、これにはより詳しい人を選んだと見えてはいるけれども、応募する人は自由だから、もともとそういうことで船井さんに手伝わせたわけではないので。だから、板倉さんのおっしゃっていることは僕は少し違うなど、市民感情でみたら、そんなものはそいつが有利でこうやったんだろうと、談合だろうというような話をされているような気がして。違うんだわな、これはどう考えても。その段階で、募集要項が出た段階で、それでは船井さんもやってみようかと、自分のところの会社として。それまでは電通名鉄のお手伝いできていたわけよ。そこからお金をもたらしてきていたのだろうね、電通名鉄から。ただ、不利、有利というのはそんなことはないと思ひますよ。こんな調べ

ば調べるほど難しいから、僕やったら断るかなと思う、船井さんの立場でいると。ただ、そこは私だったらこうできると考えられただけの話であって、別にそこが応募されようと何をしようといいんじゃない。選定としてもともとそこを選ぶつもりで行政は動いたわけではないので。たまたま最初のうちにそれがあったということだけで、だからちょっと考えを違うほうに持って行ってもらいたい。

それともう1点、先ほど板倉さんがおっしゃっていた第三者を入れるというのは、モニタリングのときに入れてもらったらいいと思うの。モニタリングというのはこれは1年終わるごとに大事ですから、決算内容とかいろいろなことを、そして本来大きな施設ですと、指定管理者は設計士を入れている、大きな施設の場合は、建てたところの設計士を。そうすると毀損するという、それがどっちの瑕疵で起こったかとか、そういうことがそういう設計士だったらわかる。もともと建物の状態が悪かったから起こったものかとか、指定管理者がこうやったから起こったのかとか。そういう50万円とかも組んであるじゃない。そういうのも第三者だったらわかるということです。だからそういうのはモニタリング効果か何かで次年度から少しやられていったほうでいいかなと思います。

○委員 松本正美君

最後、いいですか。今、戸谷議員のほうからもお話がありましたように、このモニタリングですね。これはしっかり取り組んでいただきたいのですけれども、この指定管理者の審査評価表の中にもモニタリングのことがちょっとお話をされている部分があるんですけども、モニタリングの関係でしっかりと取り組んでいきたいということで、この指定管理者の候補者の中で言ってみえるわけなんですけれども、37ですか、モニタリングについて具体的な提案がなされているということで、僕が一番心配しているのは、夏にはビアガーデンだとかいろいろなことを取り組まれるということで、先ほど飯田委員のほうからも今までずっとそういう交通安全のことで言われてみえましたが、本当に駐車場が近くに非常に少ないとか、だからそういう面では交通安全対策がモニタリング中にきちっと提案されているのかどうなのか、ちょっと心配だったものでお聞きしたいのと、それとそういう面を含めて交通安全対策、駐車場の関係の対策など、これをしっかり利用者の安全対策をモニタリングの中にあっただのかどうなのか、お聞きしたい。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今回提案がございました船井アソシエイツからのモニタリングの方法というところでご説明させていただきますけれども、町民を巻き込んだモニタリングを実証させていただくような提案をいただいております。また、蟹江町にも締結の報告をさせていただきますというようなことも書いてございますし、あとKPIの達成につきましては定期的にホームページに掲載させていただくというようなことが書いてございます。そういったところ、モニタリングを含めまして検証していきたいなと思っております。

あと駐車場に関してですけれども、今整備しております。施設を紹介するときに駐車場へ行っていただくというところをまず第一に思っております。それで駐車場から歩いていただくというところですが、それにつきましても若干狭いところがございますので、それにつきましては龍照院の裏あたりのところから、龍照院も観光スポットの一つとして見ていただきながら観光交流センターへ行っていただくというように思っておりますし、また、直接車でおみえになった方につきましては、信長街道のところにつきましては道が狭くなっておりますので、それより1つ東のもっと広いところから駐車場へ案内していただくということで、施設のほうで駐車場案内等を早く出していただきまして、スムーズな誘導をさせていただこうと思っております。

○委員 松本正美君

安全対策をしっかり取り組んでいきたいということなんですけど、本当にしっかりやっつかない、募集をかけても、多くの方がみえたときに停めれなんだというような、そういう苦情が出たら大失敗ですので、本当に、安心・安全という立場から、しっかりと取り組んでいただけるように要望だけしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 戸谷裕治君

これはお願いですけど、例えば、銭洗とか鹿島神社とか、それぞれ自治会が違いますよね。そういうところに存在しているものに対しては、自治会にもお声がけを願いたい。説明でも何でも、1人でやっているとどうしても無理がくるもので、だから、例えば大海用太鼓が見たいとか、そういう要望があったら、その自治会の方たちと直接お話しして、うまく蟹江町中をそういうぐあいにまとめていってもらいたいもので、そういうことはお願いしておきます。

○委員長 佐藤 茂君

板倉委員、簡潔にお願いします。

○委員 板倉浩幸君

最後ですけれども、今回、3年間の交付金をもらう事業で、事業計画と予算書、それぞれ年度ごとの事業計画などを出すということを全協でもお話があって、交付金をもらう以上出さないといけないということで、議会にも提出があると思うんですけれども、それ以降、やはり、毎年こうやって蟹江町には提出があると思うんですけれども、議会にも事業計画、どのぐらい来場者があり、どんなふう運営されているのか、その辺についてもちゃんと毎年出してくれるように要望いたします。その点、最後に。

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、事業計画を毎年出すということは、当然モニタリングを行いますし、今回お認めしていただけたら、当然、運営上、全てのリスクを洗い出し、また、事前に町に報告しろというような打ち合わせも行います。また、ご近所の方、自治会長の方、それぞれ待ったな

しの業務がすぐありますので、そのような部分に関しましても、早急に対応するよう、また詰めていきたいと思っておりますし、事業計画につきましては、モニタリングを行ったことをいろいろな部分で修正部分があるかと思っておりますので、当然、そういう部分に関しましても必要な関係者に報告するとともに、議会のほうにも毎年報告はしたいというように考えておりますので、またご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、以上で質疑を終結させていただきます。

それでは、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

今回の議案について、最後までいろいろな、今、町長、部課長、みんな説明いただきました。大分納得はできたんですけども、やはり、町民の側から見て、今回の指定管理者の船井さんが、そうやって町とのかかわりがちょっと深いのではないかと疑われても、やっていませんということで、ないと言うんですけども、では町民が納得するのかということで、やはり、指定管理者の選定の内容、そもそも、ガイドラインとか要綱がしっかりあって指定管理すれば、その辺の問題は解決できてくると思うんですけども、そのことをもって、そもそも、今回の観光交流センターの指定管理については、別に反対しません。ではなくて、船井さんを選んだことに反対をするということで、今回の議案については反対をします。

(「板倉君、それいかに、理由がわからん」の声あり)

○委員長 佐藤 茂君

指定管理については賛成ですと。船井アソシエイツに対してこれが反対ですということ。議案に反対ということですね。

それでは、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○委員 石原裕介君

私は、この議案は、蟹江町観光交流センターの指定管理者候補に4団体があり、その後の指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングが行われ、その中で最高得点を得られ、株式会社船井アソシエイツが指定管理者として指定の提案をされており、この団体の提案が、理事者からの説明にもありましたように、この観光交流センターを起点とした、蟹江町における観光・産業振興への取り組みをよく理解されている団体であると判断できるので、指定管理者として指定することが望ましいと考え、本案に賛成いたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、討論を終結させていただきます。

それでは、これより挙手によって採決させていただきます。

議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定については、原案

のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

どうもありがとうございました。

挙手多数であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで総務部長、次長、課長、政策推進室長、政策推進室次長の退席を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩とさせていただきますが、トイレ休憩ということで、10分ほど休憩させていただきます。

50分から再開ということでお願いいたします。

(午前10時41分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○委員長 佐藤 茂君

議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、何か質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑はないようでありますので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって、議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といた

します。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

補足説明はないようでございますが、何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

初日にも、今回の議案第10号は条例がよくわからないので説明をお願いしますということで、理解はしたんですけれども、ほかの議員さんにもわかるように、今回の議案自体の趣旨説明を再度お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今回の条例の上程につきましては、皆様からいただいております国民健康保険税につきまして、今度新制度に移りますけれども、国保事業費納付金の費用に充てるというところを、まず掲げさせていただきました。これにつきましては、ことし2月に総務自治税務局のほうから国民健康保険税における財政責任主体が県になることに伴う国民健康保険税の改正について通達があったことに従い、この条例を上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

よろしいですか。

そのほかに質疑がありましたら、何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

日本共産党、板倉です。

今回の議案第10号の国保の税条例の一部改正について反対討論をいたします。

4月からの国保制度改革における、皆さんからいただいた国保税を国保事業納付金に要する費用に充てる改正であります。県が財政運営の責任主体となる新年度であり、負担増と徴収強化が強められることになると思います。今後国保税の統一化になることも考えられ、ただでさえ高い国保税がさらに値上げになることもあります。よって、今回の県単位化の国保税改革に反対でありますので、議案第10号についても反対をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○委員 高阪康彦君

今回提案されている国民健康保険税条例の一部改正については、先ほど説明があったように、国保制度改革に伴い、国保税を国保事業費納付金の納付に要する費用に充てることを定めるもので、今後の適正な国保運営のために必要な改正でありますので、賛成をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

他に討論はありませんので、以上で討論を終結いたします。

それでは、挙手によって採決させていただきます。

議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

挙手多数であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

今回の一部改正についてはではないんですけども、後期高齢者医療についてちょっとお伺いをいたします。

協議会のときにも佐藤委員長のほうに質問したんですけども、今回、後期高齢者医療の保険料が下がることが決定をされております。下がる人もいれば、高くなる人もいるんですけども、下がることについて、これから提案がある介護にしても、国保にしても、近年、毎年改正のときに上がっていく状況の中であって、後期高齢者医療について下がる結果になった要因について、わかる範囲でよろしいですので、お答えをお願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問がありました後期高齢者医療の保険料が下がるというところのお話でございますが、詳細な資料は今手持ちではないのですが、今回の県の後期高齢者医療の条例改正というところで、負担の限度額が57万円から62万円に上がります。あとは、均等割とか、あのあたりがちょこっと下がっているところのお話でございますが、医療費が若干下がったというところで、下がったというようなところではございますが、全員協議会の中で後期高齢者医療の委員長が報告があったと思うんですけれども、その参考資料の中に、今回条例改正をしたことによって、今までとどういふふうに変わっていくかというところの表もございましたので、一概に全員が下がるというところではございませんので、低所得の方が若干安くなって、現役世代の所得をもらっている方は多少ふえるというところで、全体的に見ると若干下がるようなイメージはありますけれども、ほぼ同等のあれになるのではないかなというところで理解はしているところでございます。

簡単ですけれども、以上です。

○委員 板倉浩幸君

確かに、今課長が言ったように、低所得者が結構下がるのではないかと思います。実際に、確かに医療費が下がれば保険料が安くなる、これは当たり前なんですけれども、これから、後期高齢もそうですし、国保の医療費がふえていく、値上げせざるを得ません。そういう状況がどうなのか、答弁はもらえなくてもいいんですけれども、後期高齢者の医療費抑制にどれだけ頑張っているのか、町がやっている国保についても、そういうことを参考にしてもらえるといいのかなと思います。

以上です。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

国民健康保険の担当から発言をさせていただきます。

おっしゃるとおり、医療費が、今保険税にダイレクトに反映される状況でございますので、医療費の削減が大きな問題でございます。私どもも後期のほうも参考にさせていただきつつ、対応していかなければならないとは思っておりますけれども、いかんせん、この10年以上税率を動かしてこなかったことが大きな要因でもあります。その間、医療費は右肩上がりでございますし、被保険者の方は右肩下がりに減っていつている状況。しかし、医療費は横ばい並びに右肩上がり、そんな状況の中で、応分のご負担をお願いしていかなければならん点についてはご理解いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようでありますので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

補足説明はないようでございますので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようでありますので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

それでは、続きまして、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

まず1点お伺いしたいのが、今回この議案は、第7期の介護保険料の改正だと思います。蟹江町の条例の一部改正が出てきたのですけれども、蟹江町は見たとおり値上げになっておりまして、近隣の市町村なんかはどのような状況になっているのか、わかりましたらお願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ご質問のありました近隣ということで、海部津島管内の状況でございますが、津島市から飛島村までありますけれども、7市町の平均が5,498円ということで、ほぼ5,500円前後になっております。保険料額につきましてはまだ確定したものではありませんので金額等は差し控えさせていただきたいと思いますが、今回7市町の中で下がっておるところは、飛島村が若干数字を下げておるといところでございます。飛島村に至りましては、第6期の保険料が6,520円というところで、かなり高額であったということでありましたので、そちらのほうは若干下がっております。あとの6市町につきましては、大体200円から700円ぐらいの増といところで……

(「700円」の声あり)

多いところだとそれぐらいになるのではないかとこのところで伺っておるような状況でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

それぞれの自治体、近隣の市町村の動向を伺ったんですけれども、確かに、今議会に、どこも議案として出ております。課長が言ったように、飛島が、あれは下がったというのか、6期のときにすごく値上げをして、余ったから下げようかなということは聞いているんですけれども。

代表質問の中でも町長に質問するんですけれども、低所得者の減免は、蟹江町は本当に充実している。これについては頑張ってやっていると思うんです。低所得者、生活保護を除くんですけれども、特に、第1段階の方の減免に熱心に取り組んでいると思います。今回、低所得者の減免を今後引き続き行っていくのか。

2点目として、どこでも減免制度はやっているんですけれども、蟹江町は対象者に減免のお知らせをする。ほかの自治体は、対象者がいてもお知らせをしない。低所得者の減免があるんですけども、やられていないのが現状だと思うんです。その点について蟹江町が努力している点、ほかの自治体の参考にもなると思いますので、その点がわかりましたらお願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

蟹江町で取り組んでおります第1段階の方の保険料を減免するということでございますが、こちらのほうは、制度開始のところから、蟹江町独自で要綱を作成いたしまして実施しているものでございます。こちらのほうは、できる限り続けていきたいというところは、担当としては思いはあるところでございますが、限られた財源の中でやっていくというところがございまして、当然、今は基金を取り崩してそちらの費用に充てているというところがございまして、基金の残額等によってはできなくなる場合もあるということは、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

あと、今回、蟹江町に関しましては、対象者になられるだろうという方に、独自の減免制度ということで通知は出させていただいておりますが、その他の市町村の減免がどういう形でやっているかというところは全て把握しているところではございませんので。当然、災害時とか、被災された方とかに対する減免というのもございまして、そういう方たちは申し出によりやるというところがありますので、そのような状況かと思えます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

まず、当面は、今の段階では減免を続けていくということに理解すればよろしいですね。ありがとうございます。

以上でいいです。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」反対討論をいたします。

この議案は、第7期の介護保険事業の新たな介護保険料であります。高過ぎる介護保険料は、特に、高齢者の暮らしを圧迫しております。保険料・利用料の負担軽減と介護保険の国と自治体による公費投入がこれから必要になってくると思います。保険あって介護なしという事態が一層進むことが懸念され、公費を投入して住民の介護要求に応える対応が必要だと考えます。よって、議案第14号について反対をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 高阪康彦君

私は、賛成の立場で討論いたします。

この一部改正案は、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画下における事業運営を円滑に行うためのものであります。高齢者、要支援・要介護の認定者数が増加し続けることが見込まれております。第1号、第2号被保険者においても、保険料が多少高くなることはいたし方ないと思えますし、また、減免においても、第6期の割合が、第1号被保険者が23%で1%増にしてあるとか、段階の細分化や所得の低い段階の方の急激な負担増の抑制などの点にも配慮されており、今後も、高齢者ができる限り地域で元気で生きるような支援を要望して、賛成をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決させていただきます。

議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正については」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

訂正とおわびを申し上げます。

議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、3ページ、新旧対照表の第1条中、下線部分、「第5項」から「第4項」へ、それから、4ページのほうですけれども、一部改正要点の第4条中、「第115条の46第4項」を「第140条の68第1項」へ、「第115条の46第5項」を「第140条の66第1号イ(3)」に差し換えをさせていただいております。ご迷惑をおかけし申しわけございませんでした。

なお、補足の説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

訂正の説明はございましたが、質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと教えてください。

今回、議案について名称の変更ということなんですけれども、主任介護支援専門員に改めるとのことなんですけれども、そもそも、主任介護支援専門員についてちょっとお聞かせください。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今回の条例の一部改正につきましては、語句を改めるというところで、主任介護支援専門員というのは、一般にいうケアマネジャーを指しております。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他にございますでしょうか。

○委員 松本正美君

先ほどの主任介護支援専門員の研修というのが今回新たに設けられているんですけれども、実際、地域づくりのそういったところに派遣されていくわけなんですけれども、この方は、今、地域包括ケアシステムの構築ということで蟹江町は旗を振っておるわけなんですけれども、この背景には、そうした介護施設において、こうしたケアマネジャーさんが不足しているという部分もあるんですかね。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今回の条例の一部改正の内容でございますが、ケアマネジャーさん等が、5年に一度、更新のときに更新研修をするような形になっております。今まで、ほぼ5年間というところで、更新研修が4年11カ月で終わった場合ですと、終わったときからさらに5年間というような更新期間になっておったんですけれども、今回、その更新研修の時期にかかわらず、ケアマネジャーの資格の期間を明確に5年間に定めるというところの改正になってまいります。

委員がおっしゃられますように、今、ケアマネジャーさんが各施設とかで不足しているかというようなところでございますが、基本的に、事業所を実施するような場合ですと、こういう方たちを何人配置しなさいとか基準がありますので、それに基づいて人員を確保されているというところでございますので、町内では、ある一定基準の人員を確保できているという状況でございます。

以上でございます。

○委員 松本正美君

今後高齢化になってくると、介護を受ける方がかなり多くなってくる。今、ケアマネジャーさんに聞いても、手いっぱい、次の病院に移り変わらなければならないときになかなか対応できないという部分も、後回しになっておる部分もありますので、だから、そうした面で足らんのかなと思ったものですからちょっとお聞きしたんです。今後、やはりそういうことも起きてくるかもわからないので、しっかりと対応できるように、町当局のほうからもよろしく願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

現状、足りないかどうかという実務レベルのお話にあると難しいところがございますが、最低限の人員は確保されているというところではございます。今、委員のおっしゃられますように、各事業所等で人手が不足しているような状況というのは多々耳にするところではございますので、事業所にも今後どんどん人を入れていってほしいなという思いはありますけれども、何せ、人を雇えば当然人件費等が発生してきますので、その辺を踏まえて、各事業所と対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようでありますので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、したがいまして、議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定させていただきました。

続きまして、議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題いたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございます。

補足説明はないようでありますので、直ちに質疑に入りたいと思ひますが、何かございますでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

先日来申し上げておりますけれども、指定管理者になられる以上、経営観念を持ってやっていただきたいのと、交流センターとはちょっと意味合いは違ひますが、温泉施設を利用して、そして課金制度にされているということだから、そこを少し考えてやっていた

だかないと、課金制度にされたことによって老人たちの入浴者数が減るだろうなという予測をします。それをカバーするためにも、今度は現役世代、そしてお子様世代がいかに使いやすい温泉施設にしていだけるか。それは、曜日の問題とか、いろいろな問題があると思いますけれども、老人たちと若い世代がみんな一緒くたに入るとかいうのはなかなか難しいかなと。そして、現役世代は、お子様連れとかいうと、やはり土日が動けるのかな。どうしてもそういうことが考えられますので、そこら辺の指定管理者としての意識はちゃんと持っていただいてやっていただきたいと。

そして、この間も少し町長のほうに提案を申し上げたんですけれども、ウオーターパークの件ね。ああいうウオーターパークをうまく利用しながら、そして、マイレージを、ウオーターパークを10日間歩いたら風呂が1回ただとか、そうすると、別にお金が発生するわけでもないのに、健康のためにいいのではないかとか、そういうちょっとしたアイデアを考えていっていただきたいです。そうしないと、急に指定管理者にされるもので、今までそういう経営的なことをやっていた団体ではないもので、そこら辺は少し考えて、賛成するんだったら、その辺の配慮をどんどんしていっていただきたい。

蟹江町全体のメインタワーみたいなものになるような。そこに行きますと、そこから何でも波及していく。交流センターと同じような感覚を持っていただかないと、せつかく7億円、8億円を使ってやられる事業ですから、老人と子供たちが交流するというのも、なかなか簡単にはできないと思っておりますので、そこら辺もよくお考え願ってやっていただかないと余り大上段に振りかぶって、老人と子供と3世代だと言っても、そんなに簡単に多世代で交流はできないと思っておりますから、年代年代でまた使い道が違おうと思うから、その辺も配慮していただいて運営されますように、それは望みます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

今の意見に何かないですか。

○委員 戸谷裕治君

町長に一言何かございますか。

○町長 横江淳一君

いろいろお考えいただきましてありがとうございました。

もとより、この交流センターは、今、戸谷委員がおっしゃったように、すぐに老若男女が交わるというのはなかなか難しいと思います。課金制度、いわゆる受益者負担をいただくということでありますので、我々としては、それプラスアルファが何かできるような、先ほどおっしゃったようなマイレージ制度はちょっとわかりにくい部分がありますので、商工会さん、そして、商売に結びつけていだけるような制度がもし構築できればありがたいことが一つ。

それから、それを使って健康になっていただいて、先ほど言ったような健康保険制度はありますが、それに頼らない、早い話が医者さんに行かない健康な体を維持ができるような、そんな一つのアイテムでこの施設が使っていただければありがたいというふうに考えてございますので、そこのところは、社会福祉協議会さんをお認めいただければ、しっかりとご提案させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 松本正美君

今回、これは多世代ですので、前回のと違ふところがあるんですけども、特に、衛生面での管理についてここでお聞きしたかったんですけども、今回、多世代ということで、先ほどもお話があったように、若い人から高齢者が一緒になってお風呂に入っていくわけなんですけれども、今までお風呂で老人の方が入ってみえたときに、汚い話になっていかんですけど、うんちが浮かんでおっただとか、やはり、そういうことがあつては若い人は入りにくいと思ひますので、そういう面での衛生管理をしっかりとやっていただきたい。そういう意味では、対策としては、チェックシートができていのかどうか、そういう対策は考えてみえるのかお聞きしたいと思ひます。

○高齢介護課長 戸谷政司君

お風呂の衛生面ということですけども、現在の福祉センターでも、基本的な考え方というところで、基本的には、介護を受けてみるような方はお断りをしておるといふような状況でございます。とりあえず、お見えになられたときに、一人で自立してお風呂に入られるような方というのは、当然拒否することは難しいのかなといふところはございますので、今のところチェックシートといふようなところで何かを検討しておるといふようなところはございませんけれども、基本的に介護状態にない方といふところで考えておりますので、必要に応じてチェックシート等の導入を検討させていただきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○委員 松本正美君

なぜこんなことを聞くかといふと、やはり、皆様もそうだと思うし、我々議員でもそうだと思うんですけども、汚い例を挙げて申しわけないですけども、そういうものが浮かんでおると、やはり入りにくいと思ひ、そういうことは絶対あつてはならないと思ひ、どこかの地域では、そういうものがあるときは、一旦風呂をとめて、みんな出して、きちんとしてからまた入っていただくということもやってみえるところもあるみたいですので、だから、衛生管理といふのは、やはりきちつとやっていただきたいと思ひます。それはなぜかといふと、今問題になっているのは、細菌の感染症にかかわる事例も出てきておりますので、そういったことを含めると、そういったこともきちつとやっておいていただかないといけなないのかなと思ひます。それは要望しておきます。

○委員長 佐藤 茂君

要望ということで、よろしく願いいたします。

○委員 戸谷裕治君

さっき言い忘れたんですけれども、老人たちには、各老人クラブとか、入浴ということで多少の補助は考えておられると思うんですけど、ただ、多世代という名前がついた以上、やはり若者にも何かメリットがないと。そこら辺もちょっと考えてもらえんかな。せっかく入浴したいといっても、若者のほうもお金を持っていないのに取られちゃって、高齢者の持っている人たちがちょっと優遇されてとか、老人クラブが圧力団体みたいになっちゃてはいかんもので、その辺もちょっと考えてもらえませんか。多世代ですから、どうでしょう。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今回長寿会のほうにというところで、前の福祉センターを利用されていたというようなところがございまして、長寿会のほうから強い要望もございまして、入浴助成券というような形で補助できればというところで考えました。当然、現役世代、子供さん方というところにも、今後そういう補助的なものが何かできるかどうかというところは、高齢介護課ではなくて違う課にもわたるようなところがございしますので、担当課と協議しながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

戸谷委員のおっしゃることはよくわかります。もともと、この多世代交流施設をつくる以前に、スポーツ団体のほうから、土日に野球をやったり、少年野球、それから、スポーツ少年団の中でマラソンをやったり、汗を流したときに汗を流せないのかという要望があったのも事実であります。団体からかたくなに拒否をされまして、非常につらい思いをしたというのもありましたので、それは、どこの団体にどうするかということはわかりませんが、スポーツ団体の要望があったということで、我々協会にもお話しをしながら、一定の条件をこれからお示しをしていく必要があるのではないかと。

ただし、その条件の中で、老若男女とは言ったものの、浮遊物が浮いているということは十分考えられますので、それはちょっと様子を見た中で、今現在、よほどの介護状態にある方ではない方がお入りになられるという前提ですから、よほど心配はしておりませんが、やはり、住み分けをする必要があるというふうに思います。特に、スポーツをやられた後、夏場はすごく発汗がありますので、それらについては、日にちを決めて入っていただけるとしたらどうなのか、そんな提案をこの先させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。ぜひそういうことをお考え願って、そして、例えば親子デーとか、親子で来ると子供はただとか何か、300円で親子で入れるとか、そういうシステムなどを考

えてもらったらいいいんじゃないかな。今までずっと無料で施設をやっていたものを、何か多世代ということでそういうことを考えてください。お願いします。

○委員長 佐藤 茂君

要望ということでありますが、よろしくをお願いします。

○委員 板倉浩幸君

2点ほどお聞きします。

先ほどの観光交流センターと若干違うんですけども、今回も社会福祉協議会のほうに指定管理等をお願いするという議案です。

先ほどの観光交流センターについては指定管理料の積算の内訳をいただいたんですけども、多世代交流施設は、実際に3,286万3,000円の指定管理料が出ております。これについて、もうちょっと詳しい内訳があったらお願いしたいのと、指定管理期間についてお尋ねします。平成35年3月31日ということで、原則だいたい5年の指定管理をお願いしているんですけども、僕の推測なんですけれども、これ以降も、多分、引き続き社会福祉協議会にお願いすると思うんです。そうなってくると、事業者も、利用者自体にも、安心・安定もそうですけども、築いていくに当たって、サービス向上をしていくと、5年ではなくて10年でもいいのではないか、20年でもいいのではないかと思うんですけども、その辺については検討したのかお願いいたします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

まず、今回の指定管理料の内訳の詳細のものということでございますが、今回、30年度の子算のほうに計上させていただいておりますのが、約3,280万円というところでございます。簡単に内訳を申しますと、施設に関する光熱水費、設備の管理委託料です。あと、社会福祉協議会のほうにお支払いいたします人件費の積算でこのような金額というところでございます。当然、あくまでも、現時点での見積もりを取ったりしたところの数値ではございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

もう1点が、指定管理者の期間の問題でございますが、当然、今回第1回目ということで、ほかの施設等の指定管理と同等の5年というところで、まず設定をさせていただいたものでございます。当然、運営をしていく中でモニタリングをしながら評価をしていくわけでございますが、次回の指定期間につきましては、その結果いかによるとは思いますけれども、例えば、10年になるのか、5年というところでもう一回検討するのかというのは、モニタリングと住民さんからの声等を総合的に評価して検討していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

指定管理者制度自体、5年という原則で動いていますけれども、そういうことで、住民に

とってサービス向上につながることを考えれば、一旦そこで区切るのではなくて、継続してやっていくのが望ましいのかと考えます。

それと、先ほど観光交流センターでも最後に言った事業計画と事業報告、この多世代についても、やはり議会のほうに報告をしていただけると、今どのような利用者がいて、どんな傾向にあるのかわかりますので、お願いいたします。モニタリングも含めて、その報告を。

○高齢介護課長 戸谷政司君

先ほどの須成祭ミュージアムもそうでございますが、基本的には、全て、どういう状況であったかというのを、同じようなものが出せるようにすり合わせて、若干内容は変わってくるかと思いますが、議会のほうに報告させていただくようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他に。

○委員 飯田雅広君

先ほどの観光センターは、どちらかというところと娯楽というところか、町民向けでもありますが、町外の方向けでもあるかなと思うんですけれども、この多世代交流施設につきましては、高齢者の方、もしくは子育てしている、子供とかお母さんとか、本当に町民向けの拠点となる大事な施設かというふうに思っておりますので、そのあたりの運営をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、そのあたりをどういうふうに考えているのかということ。

あと、町長が常々おっしゃられている協働のまちづくりという意味では、ボランティアの拠点になるわけですから、どうやってボランティアを育てていくのか、そういうところもしっかりここを拠点としてやっていただかなければいけないんですけれども、そのあたりの、ボランティアをどういうふうに育てて、どういうふうにやっていくのかというところの具体的な考え方というのを教えてください。

○高齢介護課長 戸谷政司君

先にボランティアのほうの話からさせていただきたいと思っております。

今現在、蟹江町内にボランティアグループが幾つかあると思っておりますけれども、社会福祉協議会のほうでもボランティアグループの登録制度というのをやっております。蟹江町内にいる全てのボランティアのグループが社会福祉協議会のほうに登録されているかということ、そうではないというふうにお伺いしております。今回この施設ができて拠点にするということで、社会福祉協議会のほうにボランティアグループを登録していただいて、施設にボランティアグループ室等がございますので、そちらのほうを適宜利用していただいて、ボランティア同士の交流等を深めていただきたいというふうを考えております。

また、運営の方法でございますけれども、基本的には、町内在住・在勤・在学の方が対象となってくる施設ではございますけれども、特に、町外から見え方が利用できないのかというと、そのようなすみ分けは現在のところしていません。JRとかのハイキングに参加された方がお立ち寄りになることも想定されますので、そういう場合には、ぜひご利用して、多数の来場者を迎え入れたいというふうに思います。ただ、お風呂につきましては、スペースが限られるような形でございますので、町外の方が全て入っていただくと混乱を招く場合等がございますので、そのあたりは、お風呂に入られる場合には、口頭なり何かで蟹江町民ですかということを一言お伺いするような形で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

とにかく、この多世代交流施設もそうですし、観光センターもそうなんですけれども、蟹江町の今後の発展に関しては本当に大事な施設になっていくと思いますので、その辺の運営のほうは大変だと思いますけれども、しっかりと見ていただいて、町が活性化するようにやっていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 佐藤 茂君

要望でございます。

○委員 戸谷裕治君

最後にかかわりだけ聞いておきたいんですけれども、多世代交流センターと保健のほうのかかわりというので、どういうぐあいに、何か交流されていくのか。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今考えている多世代の事業の中で健康相談みたいなものを定期的に行っていきたいと思っておりますので、そういうときには、町に保健師を派遣していただいたりというような形で、健康推進課ともかかわっていくような形になってくるかと考えております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ぜひ、よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

はっきり言いまして、若干手探りの部分もあります。多世代交流センターと一口に言いますけれども、では、実際に、そのように一緒くたに、一堂になってやれるかということ、ちょっと難しいこともあるかもわかりません。ただ、先ほど飯田委員もおっしゃったように、これから蟹江町の地域活性化の一翼を担う、ランドマークになることは間違いないと思いますし、足湯は別といたしまして、蟹江町の方にまずは使っていただきたい。

ここにもうたってありますように、先ほど言いました健康相談にも乗りましょうし、ウォーキングの途中の休憩スペースにも使っていただく、また、介護保険の相談もそこでしてい

ただけるかもわかりません。若いお母さん方の子育ての悩みなどの相談室もできるかもわかりません。いろいろな相談が3階のフリースペースのところでできると思います。実際、ボランティアの方、ただ、これは有料、委託事業にこの先なるかもわかりませんし、蟹江町の支援事業になるかもわかりません。とにかく、蟹江町だけではなくて、官民一体となった協働まちづくりの一番中心になるところだというふうに私は思いますし、1階は、特に、商工会、観光協会にも大いに関係できるような、マルシェができるような広場もありますので、まずは、議員の皆様方にいろいろな提案をいただくこともこれからあると思いますので、私どもも、スタートについてはある程度のコンセプトは持っておりますけれども、税金を無駄に使わないように、9億円近いお金を投入しますので、ぜひとも、またお力添えをいただければというふうにお願ひしたいと思います。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他に。

○委員 板倉浩幸君

町長が最後に締めてくれたんですけれども、やはり、住民の要求が多くて、それを取り入れていくということで、今、僕も一番思っているのが、12月議会で条例が可決されているんですけれども、利用時間です。この件については、条例を変えれば済むとか、そういう問題ではなくて、やはり真摯に受けとめて、もっと子育て世代が相談できる場をつくるとなると、やはり、夜会議室が借りられると利用性も向上すると思いますので、その点、議員からの要求もしますし、町民から預かった要求を住民の声として届けますので、その点頑張って、取り入れてくださいますようお願いいたします。これは要望でいいです。

○委員長 佐藤 茂君

という要望でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑はないようでありますので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようでありますので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございます。

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者

の指定について」は、原案のとおり決定させていただきます。

どうもありがとうございます。

これで議案第22号までの議案審査が終わりましたので、ここで、町長以下、理事者の退席を許可します。どうもご苦労さまでございました。

○委員長 佐藤 茂君

暫時休憩します。

(午前11時44分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時45分)

○委員長 佐藤 茂君

これより請願の審査を行います。

請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」を議題といたします。

本日は、紹介議員の板倉浩幸君が委員として出席されておりますので、まず、請願第1号の内容について、紹介議員の板倉浩幸君から説明をお願いしたいと思いますので、板倉君、よろしくお願いします。

○委員 板倉浩幸君

私、今回の津島民主商工会から出された国民健康保険の引き上げをやめ、市民——蟹江町でいうと町民なんですけれども——の負担軽減を求める請願書の紹介議員になりました。

請願理由に書いてあるとおり、請願理由は、今、皆さん自営業者で、本当に景気が回復しているような状況ではないと、特に、今申告の相談に乗っている中で、所得が上がらない。でも、本当に国保が高いよねといつも言われます。

その中で、今回、請願を2点挙げさせてもらいました。

まず、18歳未満の子供の均等割の減免を実施してください。これについては、僕も一般質問でいろいろ取り上げたんですけれども、生まれてすぐ、国保については均等割がかかってきます。0歳児、生まれてすぐ均等割がかかって、子育て支援を進めると言うなら、せめて18歳未満に減免制度をもうちょっと設けて、子育てしやすい国保にするのはどうかなという請願趣旨。

それと、2点目としては、一般会計からの繰り入れ。前年、29年度の予算で蟹江町は、一般会計から5,000万円の法定外繰り入れをしています。今回、30年度の予算で7,000万円の繰り入れをする予定であります。これはまだ議会中ですので決定はしておりませんが、そのように、蟹江町自体繰り入れを行っております。それでもなお、今回、3月議会には出てきませんでしたけれども、今度の6月議会に国民健康保険の引き上げが予定されております。こ

のような今の厳しい状況の中に国保の税金を上げると、どうしても、また滞納が出てくる、商売が悪化する。その悪循環を引き起こす可能性もあるということで、もう少し一般会計、7,000万円がいいかどうかは別として、もっと措置をとって引き上げをやめてほしいという請願の趣旨です。

詳しい資料をつけさせていただきました。皆さんのほうに入っていますよね。局長のほうにお願いをして載せさせていただきました。

最初に、1ページ目の内容が、2ページ目にあるように、県は、当初ずっと国保に対して法定外の繰り入れをしておりました。なぜやったかという評価調書ということでつけさせてもらったんですけども、国民健康保険財政の健全化を図ることができた。でも、その中で、今後、総合評価と最後に書いてあるんですけども、厳しい国民健康保険財政の中で、国民健康保険事業の安定的な運営のためにも助成の必要があると県が判断したんですけども、2ページの右の表にあるように、2014年に完全に県の補助金がなくなりましたということを示した表であります。多いときには、97年には28億円あたり入れていた時代もありました。その辺の資料でございます。

3ページ、4ページについては、では、実際に、先ほど、2番目の請願の趣旨にあったように、ほかの愛知県の市町村がどのぐらい法定外の繰り入れをしていたかという表であります。4ページ目の上から何段目かに蟹江町とあるんですけども、これが29年度の予算で5,000万円と出ております。

このように、実際、ほとんどの自治体が法定外の繰り入れをしております。中には、半田市とか常滑市、小さい町だとやれない状況もあって、ゼロというところもあります。こういう法定外の繰り入れをして、国保の値上げをせずに何とかやっている。それぞれの自治体の現状であります。

今回、こういう自治体でも保険料の値上げが予定されますが、こういう意味で、もっと法定外の繰り入れを引き続き行い、県は、法定外の繰り入れをやめると当初言っていたんですけども、急激な値上げになるということで、今は言えなくなっております。そういう面で、今後そういうことの可能性も出てきますので、保険加入者の負担にならないようお願いをしたいということでもあります。

続きまして、5ページ目については、こうやって均等割を第3子から全額免除、埼玉県ふじみ野市が昨年の12月議会で決定をしております。あと、東京都議会では、負担軽減を求める意見書の採択がされております。全国知事会でも均等割の減免を要請している現状であります。

続いて、6ページ、これについては本当に参考で、今の現状、滞納世帯、値上げをされるとますます滞納がふえることも予想されますので、実際に今滞納がこのぐらいあるというものをつけさせてもらいました。11.7%、こんな結構多い滞納者数であります。こういう意味

から見ても、やはり、国保は加入者の負担になっているのが現状であります。

次の7ページなんですけれども、今回、先ほど議案にもありましたが、国民健康保険が県単位化になることで、愛知県にも国民健康保険課というのができまして、今慎重に審議をしているんですけれども、その中で、それぞれの市町村に、こういうことも加味しながらやっってくださいという通知があります。ちょっと赤丸をさせていただいたんですけれども、1番から6番までこういうことを県からお願いがあります。実際にどうするかは、保険料にしても、保険税にしても、減免にしても、それぞれの自治体がやっってくださいということになっております。6番にしても、個別の保険料減免の扱いをどう維持するかということが載っております。

続きの8ページについては、国保事務ということで、これは国会の質問への答弁が書かれております。法定外の繰り入れは激変緩和の対象にならないためと、ずっと文言が続いております。最終的に、保険料の減免などは、財政責任の一端を担う市町村の立場で激変を生じさせない配慮を認めるとしております。やはり、最終的には市町村が決めてくださいということになっております。

9ページ、10ページについては、昨年までの一般会計からの繰り入れの順位と1人当たりの保険料の、蟹江町は保険税というんですけど、順位がついております。参考に言いますと、1人当たりの調定額、蟹江町が54市町村中37番と。こういうことで、1人当たりの単純に割ってしまう保険料ですけれども、これで、蟹江町は、保険税自体は、愛知県下の中でもそれほど高くない順位となっております。今回の2018年度の法改正でどうなってくるか予想がつきませんけど。

そう言いながら、では、一般会計からの1人当たりの法定外の繰り入れ額、これを見ますと、蟹江町は41番目ということで、保険料がほかの自治体よりも低く設定をされていたんですけれども、一般会計からの法定外の繰り入れについては、それほどしていないということがわかります。多いところだと、市で、余り比較はできないのですけれども、北名古屋市とか清須市については、1人当たり3万7,000円とか3万4,000円、それに対して、蟹江町は5,856円、こんな状況となっております。

最後の11ページ、12ページにしては、1番の18歳未満の子供の均等割の減免をしてくださいという要請文なんですけれども、では、実際に低所得者の減免を、収入減とか、子供をどうしているのかという減免の状況とつけさせてもらいました。蟹江町を見ると、今は全く何もしていないということになっておるんですけれども、担当課のほうからちょっとおかしいということで、訂正資料をつけさせてもらいました。請願第1号訂正資料ということで、それぞれ、地方税法第703条の5とか、蟹江町国民健康保険条例第2条、基本的に、国がやっている7割、5割、2割の軽減は、皆さんご存じのとおりやっております。あと、所得が低くなったとか、生活保護世帯レベルだということは、国民健康保険条例第24条の中に入って

おります。ちょっとこれだけではわかりづらいと思うんですけども、調べると出てきます。あと、その下に収入減の減免措置はやっておりますということでもあります。では、実際に子供の均等割の減免をやっているかという、蟹江町はやっておりません。

その中で、先ほどのページに戻ってもらうと、こういうことで、一番よく目立つのが、一宮市が11ページの上から4番目にあります。先ほど、国の地方税法の関係で、7割、5割、2割をやっているんですけども、一宮は、さらにそれに1割の上乗せの減免をしております。また、子育て応援ということで、18歳未満の子供に対して3割減の減免をしております。特に、名古屋市でも、結構子供に対して減額措置のことはやっております。

こういう意味で、子育て応援するなら、厳しい状況の中、国保加入者の応援をするということで、18歳未満の減額措置を考えてはどうかという趣旨の請願です。

以上が請願の趣旨ということで、2点挙げさせてもらいました。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

12時をちょっと回ったんですけども、このまま続けたいと思います。簡潔にいきたいのでよろしくをお願いします。

それでは、ただいま紹介議員の板倉浩幸委員から請願第1号の内容について説明がありました。質疑がある方は、紹介議員の板倉浩幸さんがみえますので、質疑をお願いします。

○委員 戸谷裕治君

板倉さんにお尋ねします。

これからも国民健康保険を持続可能にしていこうと思うと、今の状況で、個人事業者の減少、そして、国からひとり親方制度とかをやめなさいと、そして、社会保険、厚生年金に加入しなさいと。アルバイトもそうですね。大きなところへ勤めようと思うと、アルバイトでも社会保険に入りなさい、厚生年金に入りなさいと、これが国の指導なもので、相反することをやっているもので、国保に行くべき人がそういうので減らされているわけだ。どんどん社会保険に行っちゃっているんだ。そして、65歳で定年された方とかが、今年年金生活になった方が国保に入ってくる。そうすると、どうしても減るよね、納付が少なくなるよね。

(「財政が」の声あり)

財政がどんどん厳しくなってくる。これは、各市町村にそう要望されるより、本来なら国に受け皿づくりを考えてもらわないと、もう成り立たなくなっていくのが見えているもので、これは国に申すべき話であって、それなら僕は賛成するけれども、これを各市町村に持ってくると、これから市町村の財政負担がえらいでかくなると。どこで切るかという話になってくるもので、本当にこれは国に物を申したいね。国民健康保険はどういうことをやっていくのか、相反することを今国がやっておるから。例えば、大企業の下請とかへ入ろうと思うとひとり親方ではいかんわな。どんどんそういうややこしい制度になってきてしまって、だか

ら、国の様相がわからないというのが僕の今の考えなんで、それを各市町村でこれからやっていくというのは。

我々、今は国民健康保険だわ。満額払っている世代ですわ。だけど、僕もこれで息子にかわっていくと、所得がが一んと下がるので、納付する金額も下がるわね。そんなことも起こってくると思うから。どうも、市町村単位ではもう解決できなくなって、今ここで減免しても無理かなと思うんですよ。僕はそういう意見です。

○委員長 佐藤 茂君

わかりました。

他にございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

戸谷委員が言うように、本当は、今回意見書にも出してありますが、国の抜本的解決、県の補助金を復活させろ、やはりそれにつきると思います。今後、特に、定年退職して国保の加入者になる、また、75歳になると後期高齢者に回されてしまうということで、加入者がどんどん減っていくのは目に見えています。社会保険に強制加入とかいろいろ問題もあるんですけども、それで運営をしていくとなると、それぞれの市町村独自の会計では本当にできなくなると思います。やはり、そこで運営をしていくと、一般会計からの法定外の繰り入れを入れなければやれない状況があると思います。ただ、急激に保険料を上げてしまうと、やはり、加入者にとってみれば、限度額の設定もあります。今度限度額がちょっと引き上げられる予定なんですけれども、そういう意味で、保険財政自体を安定化させるには、本当に、国・県を何とかしなければいけない中で、それぞれの市町村には重たい負担となるということもわかっているんですけども、何とか子育てを応援するために、国保だけが、均等割についてはそれぞれの子供が1人について幾らと決まっています。社会保険などは、幾ら扶養者がいても保険料自体は変わらないという仕組みがあって、そういうことで子育て応援をするなら、何とか頑張って、子供の均等割を減免したらどうだということですよ。

○委員長 佐藤 茂君

時間もあるので簡潔にいきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

先にこの請願に反対者の発言を許しますが、どなたか。

○委員 高阪康彦君

まず、この請願書を読んですごく違和感を覚えるんです。日本が世界に誇る最たるものは国民皆保険で、いつでも気楽に医者に行けるといえるのは、世界でも珍しいんですよ。そのも

とは、なぜかという、皆さんが保険料を払って相互扶助ですよ。本当に、お医者さんに行かない人は出すばかりですよ。でも、医者にかかる人にはありがたい制度なんです。実際は1万円かかるものが3,000円で済む。それを安定的に運営するには、やはり、被保険者の保険料というものが肝心なもので、引き上げはだめですけども、世の中の流れで、高齢者がふえ医療費がかさむ、なおかつ、国が1,000兆円も借金があり、当然、税金を回してくればありがたいんですけども、お医者さんには払わないかん。ではどうするんですかということ、減免措置というのはあるんですよ。

僕が違和感を覚えたのは、長引く不況の中でという請願理由ですよ。2、3の人たちは売り上げが少ないと思うんですけども、変な話、この5年間ぐらいは緩やかな好景気がふいているというそういう統計もありますので、ゆくゆくは商売もよくなるような気もするんです。そうなったときはどうなんですかと。今は払えない。

それから、次の払いたくても払えないという言葉が、余裕があるような言葉なんです。払いたくてもというのは、払う気持ちはあるんですけども払えない。では、その払えないという理由はどの辺までにするか。本当に生活を切り詰めても払えないのか、それとも、普通にやっていて、税金は一番後にして払えないのか。本当に払えなければ、減免措置というのもあるし、もっと払えなければ、いろいろな措置があるんですよ。そういうものを使ってやってみえればなというふうに考えて、私らも、戸谷君と一緒に自営業者ですけども、特に戸谷君と同じ業種ですが、不況産業ですので、まず、税金は国民の義務ですから、死ぬ気で働いて、税金を納めねばいかんというふうにやっています、本当の話が。だから、根本が、やはり相互扶助で、皆さんが出して、それで成り立っているというところで、それに対してできない人には減免措置があるということで、それを利用してやればよいと思います。

それから、請願趣旨について反対討論ですから申し上げますけれども、ちょっとお聞きしますと、30年度の国民健康保険税の算定に当たっては、当局から、子育て世帯への配慮した算定をし、減免の取り扱い規定も整備するという事も聞いておりますし、今言ったように、法定外の一般会計繰出金も5,000万円から2,000万円ふやして7,000万円にしたと。激変緩和でそういう措置もしておられますので、これ以上ふやせというところから財源を持ってくる。そういう裏づけもなくして、私は国民健康保険料が安くなるのは大賛成ですよ。下げてもらいたい、安ければ安いほうがいい。でも、現実にそれを運営していく立場になれば、ではどうするんだと。その最良の方法を、多分当局は選んでみえると思いますので、そういった意味で、十分この請願の趣旨に関しては当局もやってみえると思いますので、これを採択して、また当局にああしろこうしろというのは、私は反対です。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございます。

それでは、賛成者の発言ということで、これを許します。

○委員 板倉浩幸君

特に、民商自体、中小零細、本当に小さな業者で、先ほど申したように、今ちょうど申告の時期で、売り上げがなかなか伸びない、それでも国保がこんなにあるんだと。あと消費税も関係してくるんですけれども、確かに税金は払う義務はあります。その中で、先ほどちょっと言われた、払いたくても払えない。これ自体、税金を滞納している方で、払いたいんだけれども、こんなふうな商売で、では、どうやって払うのという状況があります。そういうことで、今回予定がされている国民健康保険の引き上げをやめてもらいたいのと、ますます景気が冷え込んでしまうのではないかと。一番の問題は、消費税の問題もあります。

○委員長 佐藤 茂君

簡潔に。

○委員 板倉浩幸君

国・県への情勢も、ちゃんと抜本的改革もして、今進めようとしている県単位化についても県は口出しをするんだけれども、実際にはお金を出さない。そんな計画となっております。そういうことで、抜本的改革をするには、市町村独自でやらざるを得ないのが現状だと思います。そういうことで、今回の請願については賛成をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございます。

それでは、討論を終結させていただきます。

本請願を採決いたします。

請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」を採択することに賛成諸君の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手少数であります。したがって、請願第1号は不採択とさせていただきます。

きょうは長いことどうもありがとうございます。

以上でございます。

(午後0時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂